

社会福祉法人益田市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人益田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事、監事、顧問及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給基準)

第2条 役員等には職務執行の対価として、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。ただし、本会職員を兼務し、社会福祉法人益田市社会福祉協議会職員の給与及び退職手当規程（平成4年10月1日制定。以下「職員給与規程」という。）に基づき、職員給与が支給される場合や、公務員の身分を有する者には支給しないものとする。

(1) 常勤役員（役員等のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。）

① 会 長 月額 160,000円

② 副会長 月額 60,000円

③ 常務理事 月額 250,000円

(2) 非常勤役員等（役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。）

① 理 事 日額 5,000円

② 監 事 日額 5,000円

③ 顧 問 日額 5,000円

④ 評 議 員 日額 5,000円（定款第10条で定める金額の範囲内とする。）

(常勤役員への支給方法)

第3条 常勤役員に対する報酬は、毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支給するものとする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出による立替金、積立金等を控除して支給する。

4 新たに常勤役員に就任した場合はその日から、退任又は解任された場合はその日までの報酬を支給する。ただし、死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給するものとする。

5 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額は、職員給与規程に準じ、日割りによって計算する。

(非常勤役員等への支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、理事会、監査会及び評議員会に出席したとき並びに会長の要請に応じ会議等に出席したときに、その都度支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出による立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため会議等に出席したときは、交通費実費を支給する。ただし、距離が片道2

キロメートル未満の場合は支給しないものとする。

- 2 役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人益田市社会福祉協議会旅費規則（平成12年2月1日制定。以下「旅費規則」という。）に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。この場合の支給基準は、職員給与規程に準ずるものとする。

（公表）

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第8条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年6月20日から施行する。
2. 社会福祉法人益田市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程（平成6年6月1日制定）は廃止する。
3. 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、平成29年度における常勤役員の報酬は、同条に定める額から100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成30年3月31日をもってその効力を失うものとする。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2. 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、平成30年度における常勤役員の報酬は、同条に定める額から100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成31年3月31日をもってその効力を失うものとする。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。
2. 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、平成31年度における常勤役員の報酬は、同条に定める額から100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成32年3月31日をもってその効力を失うものとする。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、令和2年度における常勤役員の報酬は、同条に定める額から100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、令和3年3月31日をもってその効力を失うものとする。

附 則

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2. 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、令和3年度における常勤役員の報酬は、同条に定める額から100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、令和4年3月31日をもってその効力を失うものとする。

附 則

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。
2. 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、令和4年度における常勤役員の報酬は、同条に定める額から100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、令和5年3月31日をもってその効力を失うものとする。